

令和6年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和6年11月13日 午前10時00分 開会
午後 7時14分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠 員
7番	吉村 始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井 覚	14番	藤井本 浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都 市 整 備 部 長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保 健 福 祉 部 長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	神橋秀幸
書 記	岸田聖士	書 記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 13番 西井 覚 14番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度葛城市一般会計補正予算(第4号)について)
- 日程第4 議第55号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第1 議第55号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第2 葛城市議会議長の辞職について
- 追加日程第3 葛城市議会議長の選挙について
- 追加日程第4 葛城市議会副議長の辞職について
- 追加日程第5 葛城市議会副議長の選挙について
- 追加日程第6 葛城市議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 葛城市議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第9 當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員の選任について
- 追加日程第10 葛城市の水道水に関する調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第11 奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出について
- 追加日程第12 奈良県広域消防組合の議会議員の選出について
- 追加日程第13 議第56号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、令和6年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

本日、令和6年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

初めに、本臨時会に提出された議案は、議事日程記載の日程第3及び日程第4の2議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、閉会中に開催されました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和6年11月6日水曜日、午後2時30分から開催し、当麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について報告を願いました。

最初、理事者からは、去る6月25日に開催した当特別委員会で示された基本設計案の変更部分として、1番、ストレッチャー対応のエレベーターの増設、2番、バリアフリートイレと子どもトイレの増設、3番、車椅子駐車場への屋根や専用通用口の設置、4番、視覚障がいの方や自閉症の方に対応したカームスペースを設置するという報告がありました。

以上の報告を受けた質疑では、車椅子利用者がエレベーターまで行くとき、子ども図書エリアやカームスペース、受付カウンターを横切っていくと思うが、この動線についてどうお考えなのかという問いがあり、車椅子利用者が来られたら、受付カウンターの者が誘導するような形を考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、図面だけを見ると、動線の安全性確保について不安を感じるので、安全に通行できるよう検討願うという要望がありました。

続いて、ほかの委員から、複合施設には児童書、一般書が何冊置かれるのかという問いがあり、現在の當麻図書館の蔵書冊数は、児童書4万2,742冊、一般書5万9,582冊の合計10万2,324冊で、うち開架の冊数は児童書が約2万5,000冊、一般書が3万5,000冊である。新しい複合施設での冊数は、一般書約6万冊、児童書約3万3,000から3万5,000冊で、児童書の開架冊数は約1万5,000冊を予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、開架冊数が減るということは、図書館としての機能が縮小されるというふうに考えられる。子どもたちが触れられる本の冊数が1万冊近く減ってしまうということについてどのように考えているのかという問いがあり、開架冊数が少なくなる分、閉架書庫に入ってしまう本が多くなるが、季節ごとなどのテーマを決めて展示する方法で、書庫から

本をたくさん出すコーナーを設置し、多くの方の目に触れてもらえるよう工夫をしていきたいと考えている。また、現状の當麻図書館の蔵書のうち、古い本を処分し、新しい本に置き換えていく作業を進めるとともに、児童書の書架についても、現状の子どもの手が届かない高い書架ではなく、子どもが手に取りやすいような書架を設けるので、子どもたちが本を手取る機会が増えていくような運用を考えているという答弁がありました。

続いて、他の委員から、バリアフリートイレを各階に設置されているが、中の設備は全て同じなのかという問いがあり、1階ではオストメイトや車椅子が転回できるスペース、ベッド等を設置し、2階、3階については、ベッドは少し小さくなるが、1階と同様に設置するという答弁がありました。

この答弁を受け、バリアフリートイレのほかにも、みんなのトイレや子どもトイレなどもある。用途の違いや表示の仕方についてどのように考えているのかという問いがあり、バリアフリートイレの表示については、国土交通省から出ている指針を確認しており、ピクトグラム等で分かりやすい表示をする方針である。また、利用者が分散するよう、男性用、女性用のトイレには子どもを乗せられるベビーシートを設ける。バリアフリートイレについては、身体障がい者の方が優先して使用できるように、車椅子マークやオストメイトマークで表示する。また、みんなのトイレについては、ベビーシート利用者の分散や性的マイノリティーの方にも配慮して設置する。子どもトイレについても、利用分散のために子ども専用のトイレを新たに追加したという答弁がありました。

続いて、他の委員から、プレイスペースを設けると、それを目当てに大勢の親子が休日に来場され、予約を取らなければならないほど混雑してにぎやかになることも予想される。子ども図書エリアの開架冊数も少なくなるので、子ども図書エリアの本来の目的からはずれてくるのではないかと思われる。プレイスペースと子ども図書エリアを一緒にすることについてどのように考えているのかという問いがあり、設置の要望をたくさん聞いていたことから、人気のある施設になると想像している。予約制に関しては、システムの検討も必要になるので、まず来館者に対して入場制限を設け、時間制を取って順番待ちをしていただくようなイメージをしており、その順番待ちの間に、この管内のいろんな箇所での遊び以外の学びのスペースや体験のスペースを使っていただくような運用を想定している。学ぶことと遊ぶことに関しては、もともと文化会館もレクリエーションと学びがリンクして成り立っていた。それと同様に、新しい施設の中でも、学びと遊びが連携を取って、広い年齢の方々にこの施設を利用していただきたいという思いがあるという答弁がありました。

続いて、複合施設の管理・運営に係るサウンディング調査について説明があり、運営事業者の公募に向けたサウンディング調査を実施する予定で、當麻複合施設の活用案について提案を求めつつ、業務内容として実行が可能な事業者であるかどうかのほか、計画に問題点や改善点の有無やうまく競合してもらうにはどのような要件にすればよいかなど、公募資料作成に向けたヒアリング調査にしたいと考えているという説明がありました。

質疑では、指定管理者制度の大きな目的として、民間事業者の優れたノウハウを生かしていくということがあると思うが、図書館以外の貸し館業務のノウハウがある事業者はあるの

かという問いがあり、図書館だけでなく、日常の貸し館業務を滞りなく行うということに加え、貸し館自体をイベント等で活用して盛り上げていくことを得意としている事業者はたくさんあり、サウンディングで我々の思いと合致するのかを確かめていきたいという答弁がありました。

最後に、當麻複合施設整備に係る予算について、12月の補正予算並びに令和7年度の当初予算において、工事発注や備品調達などに向けた當麻複合施設整備に係る予算を計上する予定をしている。また、跡地の利活用に係る費用についても、事業者選定に係る跡地活用支援について、引き続き予算計上する予定をしているという説明がありました。

質疑では、おおよその予算の規模はという問いがあり、複合施設の工事費用として、前回は約26億円程度と申し上げたが、物価や人件費等の高騰もあり、約27億円程度となる。それに伴って工事の監理委託料が約6,000万円程度、備品の購入費等で約2億円程度必要になると思われる。この当初予算については、令和7年度、令和8年度、この2か年による工事になるので、債務負担行為で計上させていただこうと考えているという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されましたことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告といたします。

川村議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。本日、令和6年第1回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回ご審議をお願いいたします案件につきましては、承認案件が1件、議決案件が1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

川村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、西井覚議員、14番、藤井本浩議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 おはようございます。令和6年第1回葛城市議会臨時会の開会に当たり、去る11月5日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議しておりますので、その結果

についてご報告いたします。

まず初めに、議事日程及び審査方法についてでございます。

まず、日程第3、承認第5号につきましては、専決処分の承認でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第55号の条例の一部改正につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、総務建設常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。そして、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、付託議案について審査をしていただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行い、閉会いたします。

次に、会期につきましては、本日11月13日の1日といたします。

以上でございますが、皆さん方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

川村議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日11月13日の1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日11月13日の1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第5号につきまして、提案理由を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、令和6年度葛城市一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

本案につきましては、10月9日の衆議院解散に伴い、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に要する経費を計上したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,679万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億9,281万1,000円とするものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年10月9日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本件につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行

います。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 3点ほど質問させていただきます。

令和6年度葛城市一般会計補正予算（第4号）、5ページの2款総務費、5項選挙費、5目衆議院議員選挙費、3節職員手当等、この人件費に関わる場所ですけれども、時間外勤務手当として598万5,000円ほど計上され、執行されたと思われましても、この内訳について伺います。

支給対象職員の人数、それから時間外とありますけれども、早朝、多分、投票所、8時からということになると、職員はもっと早くから出勤されてということになると思いますし、開票も夜2時までかかったということでもありますから、この時間外の内訳、時間外というのはどういう設定となって計算されているのか、及び時間外の総時間数が何時間に及んでいるのか、これについて質問をいたします。

2つ目です。同じく5ページ、5款5項5目の12節委託料です。選挙公報配布委託料及び投票所一覧表配布委託料67万円及び47万8,000円ほど計上されておりますけれども、配布数及び配布の委託先、委託料となっていますから、委託業者、どこに委託されたのか。及びその単価です。契約を結んでおられると思いますので、単価が幾らになっているのか。これについて伺います。

3つ目です。これも同じく5ページ、5款5項5目の12節ですが、受付テント等設置撤去委託料として9万8,000円ほどあります。この設置場所、設置理由、委託先について教えてください。

関連してですが、投票所の借上料というのもあります。これは27万円ほど、投票所借上料となっているんですが、この借上げを行う投票所というのはどういうところなのか、その支払先がどこになっているのかということについて、以上3点、伺います。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の林本です。よろしく願いをいたします。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の時間外勤務手当ということでございます。当日の選挙事務のほか、期日前投票事務等に係る職員の時間外勤務手当ということで予算計上をさせていただいております。

まず、投開票の当日分ということで、投票事務に120人、こちらは午前7時から午後8時まで、開票事務が60人、午後9時から終了までとさせていただいております。それ以外の日につきましては、期日前投票事務や選挙事務など担当職員6人分の平日は午後5時から午後9時、こちらを30日分、休日は午前9時から午後8時までを4日分、投開票日の前日、こちらが午前7時から午後11時までを1日分としております。当日以外の時間外勤務時間総数につきましては、175時間掛ける6人ということで、1,050時間となっております。

2点目の選挙公報、また投票所一覧表の配布委託料についてのご質問についてでございます。

まず、選挙公報の配布、投票所一覧表の配布とも、配布数につきましては1万5,800部ということで予算計上させていただいております。委託先につきましては、両方とも葛城市シルバー人材センターとなっております。契約内容につきましては、選挙公報が3種類1組ということで、それを各戸配布で単価は35円、投票所の一覧表が1種類の各戸配布で単価は25円でございます。こちらに事務費等を加算して委託料となっております。

3点目のテントのほうの設置ということで、今回、設置場所につきましては、まず当麻庁舎前とさせていただいております。設置の理由でございますが、当麻庁舎での期日前投票所ですけれども、かなり手狭でありまして、投票に来られる方々が安全な動線を確保するために、期日前投票の宣誓書を記載する場所の拡充が必要と判断したことから、仮設テントを設置いたしました。委託先については、3者で見積り合わせをさせていただいた結果、イベント関連会社の方で受けていただきましたので、そちらのほうに決定をさせていただいております。

それに関連いたしまして、投票所の借上料につきましてですけれども、借上料を支払った投票所数でございますが、27万円ということなので、1か所1万円の27か所となっております。支払い先につきましては、本市の投票所が31か所ございますけれども、その中で、公共施設4か所を除く、各大字の公民館やコミュニティセンターなどとなっております。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。職員の方々の時間外勤務ということで、この選挙実務、かなり大勢の職員の方が大きな負担をされたと思います。

そこで、これも質問なんですけれども、今回、4つ投票があったということで、大変選挙事務も大変だったろうと思うんですが、新聞報道によりますと、選挙結果の発表後に訂正があった市町村、奈良県内でありまして、葛城市も発表後に訂正があったというふうなことを聞いております。新聞報道で見えておりますけれども、これはどういう理由でそういうことが発生したのか、このことについて分かっておれば教えていただきたいと思います。再発防止ということもあろうかと思いますが、職員の方は大変厳しい環境の中におられるということがありますので、今後の改善点等も、どういうふうにご考えておられるのか、お考えを聞かせていただけたらと思います。

それから2番目ですけれども、公報の配布委託のことでありますけれども、選挙公報、それから投票所一覧表の配布、シルバー人材で1万5,800部と。私、聞きましたのは、この部分は意見になりますけど、広報かつらぎの配布について、私は決算委員会で取り上げました。今、大字に交付金として1世帯当たり年間1,000円です。1部当たり80円という単価になりますけれども、大字によっては配布されてない家庭もあると。その問題を取り上げました。他の市町村では、このようにシルバーに委託して全戸配布をきちっとしている市町村のほうが多い。この選挙公報のように、確実に届けるものは委託契約を結んできちっと届けると。単価も、今伺いますと、もう今現状、交付金として1世帯1年間1,000円のあたりで補助金出しているのと比べると、はるかに低い単価になっておりますので、これについて

はぜひ改善していただきたいということを、これは意見として述べさせていただいておきます。

それから、3つ目の質問のところです。再質問になるんですけども、テントを建てるのに、業者の方にこれだけの見積り、お金を払ってというのは、これ解せない。なぜ職員で立てられないのか。これ、疑問に思うところなんです。その上でですけども、市長選挙の予算は当初予算、令和6年度葛城市一般会計予算に市長選挙の予算が立てられています。同じように、そこにも当然、大字に、公民館を借り上げた予算も計上されています。今回、また補正予算でも計上されていると。ここら辺は執行状態、つまり、今回、同日選挙になりましたので、当初の市長選挙の予算で計上されている業務と衆議院選挙の選挙事務の業務と重なるところがあるので、これについての予算執行の在り方、どういうふうにされるのか、併せてお聞きしておきます。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、選挙開票結果の訂正についてということですけども、こちら、衆議院議員総選挙及び最高裁判所の裁判官国民審査における確定有権者数及び投票結果に関する報告というのがございまして、こちらについてまず訂正した経緯についてのお答えをさせていただきます。

本報告につきましては、10月27日、選挙の投開票の当日、こちらの午後9時30分までが報告期限となっております。本市は午後9時前に奈良県選挙管理委員会に報告をいたしました。その後、開票作業途中で未計上分を確認いたしましたので、再度集計を行い、日付が変わった10月28日の午前0時30分頃に訂正の報告を行ったものでございます。

訂正の理由でございしますが、投票者数を確定するに当たりまして、期日前投票者数において、本来は10月16日から26日までの投票者数を計上すべきものを、同日に行われました葛城市長選の期日前投票期間であります10月21日から26日までの投票者数を計上していたことによるものでございます。

原因ということでございますけれども、今回期日前投票期間が異なります国政選挙と葛城市の市長選挙が同日選挙となりまして、その期日前選挙期間の差5日分の投票者数の計上漏れによるものでございます。再発防止ということでございますけれども、限られた時間内での報告ということですが、より複層的なチェック体制の強化ということで、それを構築して再発防止に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、今回、先ほども申しあげました葛城市長選と国政選挙が重複したことによりまして、それぞれ予算的に非常に重複部分があるのではないかとご質問でございます。それにつきましては、市長選挙と、本来それは当初予算で組んでおりましたけれども、衆議院議員選挙費はもうこれ急遽決まりましたので、まずこれも基本的には別個で、単独でやるという予算要求をさせていただいて組んでおります。もちろん別々に必要な経費というのはございますし、そういったことでさせていただいたんですけども、ただ先ほど申しあげました職員の時間外勤務手当や消耗品とか賃借料、またテントの設置費用などは重複する部分多くございます。こちらの予算執行につきましては、現在もまだ精算している段階ではござい

ますけれども、適正に按分をして執行する予定でございます。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。訂正の件につきましては、そんな大きな訂正ではないということで、カウントされてたものを日数が違うということで、市長選挙と衆議院選挙、期日前の投票日の違いの部分が計上で漏れてたということが分かったということで、実際の票数そのものについてのことでないということが分かりました。

私、意見なんですけれども、当日で120名の方が31か所の投票所の事務に携わり、そしてまた60名の方が9時からの開票にそこに加わると。職員によってはまさに早朝から深夜までぶっ通しでという方も多かったのではないかと思うんです。少なかったかもわかりません。というのは、葛城市は31か所の投票所を設けております。これは旧町からの引継ぎであろうと思うんですが、12市の中でも、この投票所の設置場所が葛城市は大変多いのではないかと思うんです。

今、期日前投票も大変増えております。また、高齢者も増えて各大字の集会所、段差があって非常に使いにくいので、高齢者の方が車で期日前に庁舎のほうにいられて、こちらだとあまり段差もないし便利だということで、高齢者の動きも変わってきております。大字ですとこれまで長く、近くでということで作られてきたわけですが、その近くも車で来られるような方も増えて、私は投票所、31か所ということについては、これは職員の負担も含めて、やはりちゃんと見直しをどこかでやっていくべきではないかと。もちろん投票所、近くにあったほうがいいことはいいんだけど、実態として近くも車で来ている人が増えたり、高齢者が使いにくいところというふうに言われてたりしますので、1回この31か所の投票所の件、これ時間外勤務手当に関わることも出てきますし、少なればその分が経費としても削減できるわけですから、これはバランスもあると思いますけれども、投票率の関係のバランスもあると思うんですが、実態を見ながら集約をやっていく時期ではないかなというふうな意見を申し上げておきます。

それから、先ほどあった重複、市長選挙と総選挙事務費を按分してということですから、1つということ、二重払いということにはならないということですのでお願いしたいというのと、最初に述べましたように、テントぐらいは職員で張ったらどうですかと。どれぐらいのテントか分かりませんが、これぐらいのお金をかけてやるようなことなんかなというふうに思いましたので、そこも申し上げておきます。

以上です。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより承認第5号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第3、承認第5号議案を採決いたします。
本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第4、議第55号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第55号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことを受けて、所要の改正を行うものです。施行期日は公布の日でございます。以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議第55号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前11時20分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第55号議案を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第55号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第55号、葛城市行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

若干の質疑があり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前 11時 22分

再 開 午後 2時 15分

(川村議員退席)

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の都合により、私が代わって議長の職務を行います。

先ほど、私の元に川村優子議長より葛城市議会議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。

この際、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本副議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2、葛城市議会議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

板橋事務局長 それでは、読ませていただきます。

辞職願。このたび、都合により市議会議長の辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年11月13日、葛城市議会議長川村優子。葛城市議会副議長杉本訓規様。

以上でございます。

杉本副議長 お諮りいたします。

川村優子議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本副議長 ご異議なしと認めます。よって、川村優子議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(川村議員復席)

杉本副議長 ただいま議長が欠けました。この際、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本副議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3、葛城市議会議長の選挙についてを議題といたします。

議長選挙を行います。

議長選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本副議長 ご異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

杉本副議長 ただいまの出席議員は14名でございます。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、15番、下村正樹議員及び1番、西川善浩議員の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

杉本副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

杉本副議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

また、念のため申し上げますと、投票は単記無記名でございます。白票は無効といたします。

それでは、議席番号と氏名の呼び上げをお願いします。

(投票)

杉本副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本副議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

杉本副議長 開票を行います。

15番、下村正樹議員及び1番、西川善浩議員、立会いをお願いいたします。

(開 票)

杉本副議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票であります。

有効投票中、奥本佳史議員8票、増田順弘議員5票、谷原一安議員1票、以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、奥本佳史議員が葛城市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選された奥本佳史議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

奥本議員、当選の承諾及びご挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

奥本議員 ただいま選挙いただきまして、議長として当選させていただきましたこと、謹んでお受けいたします。

まずは推選していただきました皆様方、ありがとうございます。議会の役割、これは申し上げるまでもなく二元代表制でございます。それを基に、市長と対等な立場で、なおかつ適度な緊張関係を持ちながら議論を尽くしていく、この一言に尽きるわけです。

思い起こしますと、4年前、私は西川弥三郎議長の下で副議長をさせていただき、それまで様々な議会の中でも混乱ございました。でも、あのタイミングから以降、川村前議長、梨本前議長、また2期目の川村前議長というところで、チーム議会という形で、議会一丸となつての、本当に議会内のまとまりを推進されてきました。もう非常に頭の下がる思いでございます。

また、昨年度からは奈良県の市議会議長会を葛城市が持つ形になりまして、前半は梨本前議長で後半は川村前議長がお持ちになって、この葛城市議会と並行して、県の議長会の会長として尽力される傍ら、本当に久しぶりに、コロナもあつたんですけども、市民懇談会、それから防災に関する議会のBCP対応を踏まえた行動指針マニュアルというものを進められました。

この流れを私、また、新たに議長を拝命して、途切れさせることなく一緒に頑張ってもらいたいと思います。また、議員皆様方、それぞれが世論を背景としたご意見をお持ちになって、議会の中でいろんな議論、審議を尽くされることと思います。前川村議長も再三おっしゃっていましたように、議会は議論を尽くす場であります。議論を尽くして尽くして、なお

かつ理事者側ともそれをいい方向に持っていけるよう、皆様方の意見を聞きながら、いい方向に葛城市を更に前へ進めていくように頑張りたいと思いますので、どうぞ議員の皆様方、理事者の皆様方、本当にご協力をお願いしたいと思います。本当に、全身全霊かけてこの1年頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

杉本副議長 これで私の職務は終わりましたので、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

議長、議長席をお願いいたします。

(奥本議長 議長席に着席)

奥本議長 それでは、ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後2時34分

再 開 午後3時00分

(杉本議員退席)

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、副議長の杉本訓規議員より葛城市議会副議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。この際、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、葛城市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

板橋事務局長 それでは、朗読させていただきます。

辞職願。このたび、都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年11月13日、葛城市議会副議長杉本訓規。葛城市議会議長奥本佳史様。

以上でございます。

奥本議長 お諮りいたします。

杉本訓規議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、杉本訓規議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(杉本議員復席)

奥本議長 ただいま副議長が欠けました。この際、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第5、葛城市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。重ねてお諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

葛城市議会副議長に1番、西川善浩議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西川善浩議員が葛城市議会副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました西川善浩議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

西川善浩議員、当選の承諾及びご挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

西川議員 皆さん、こんにちは。今、議長のほうから指名推選によって私のほうを指名していただき、副議長をお預かりさせていただくことになりました。

しっかりとこの重責を感じながら、やはり市議会として風通しのよい、そして議員の皆様とのしっかりとパイプ、正副を含めてしっかりとパイプ役になれるようにしっかりと務めてまいりたいと思っております。まだまだ本当に1期目で青二才のところもありますけども、態度もでかいし、体も大きいし、でも、できるだけしっかり役職を全うさせていただきたいなと、そういう今心構えでございますので、皆様、どうぞよろしくお願いたします。

奥本議長 あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後3時05分

再 開 午後7時00分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど市長から議第56号議案の提出がありました。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第56号議案のほか7件について日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第6、葛城市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、各委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました各常任委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

総務建設常任委員会委員長、吉村始議員、同じく副委員長、柴田三乃議員。

厚生文教常任委員会委員長、杉本訓規議員、同じく副委員長、坂本剛司議員。

以上です。

次に、追加日程第7、葛城市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会委員長、西井覚議員、同じく副委員長、吉村始議員。

以上です。

次に、追加日程第8、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、議会改革特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、西川善浩議員、同じく副委員長、柴田三乃議員。

以上です。

次に、追加日程第9、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の委員長及び副委員長に

つきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長、川村優子議員、同じく副委員長、吉村始議員。

以上です。

次に、追加日程第10、葛城市の水道水に関する調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市の水道水に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

葛城市の水道水に関する調査特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、杉本訓規議員。

以上です。

次に、追加日程第11、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組規約第5条第1号及び第2号の規定により、選出する3名の組合議会議員のうち1名は議長があたることとなっており、同条第2号の規定により、2名を議会から選出することになっております。

選出の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員には杉本訓規議員、藤井本浩議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました両名を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました杉本訓規議員、藤井本浩議員、そして私、議長の奥本佳史を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

次に、追加日程第12、奈良県広域消防組合の議会議員の選出についてを議題といたします。お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県広域消防組合同約第5条第1項の規定により、議会から1名選出するものであり、選出の方法につきましては議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域消防組合の議会議員に西井覚議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました西井覚議員を奈良県広域消防組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西井覚議員を奈良県広域消防組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

(川村議員退席)

奥本議長 次に、追加日程第13、議第56号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第56号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、議会議員から選出されておりました監査委員の梨本洪瑛氏が、10月20日付で辞任失職されたことに伴い、新たに議会議員として豊かな経験があり、人格、識見ともに優れている川村優子氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(川村議員復席)

奥本議長 以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進められましたこと、さらには新たな議会構成ができましたことに対し、厚く御礼申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、来月には12月定例会も控えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和6年第1回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、可決をいただきましたことに衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

議員皆様におかれましては、今後とも市政へのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

奥本議長 以上で令和6年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後7時14分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 奥 本 佳 史

議 会 前 議 長 川 村 優 子

議 会 前 副 議 長 杉 本 訓 規

署 名 議 員 西 井 覚

署 名 議 員 藤 井 本 浩